

住居確保対策の拡充（12月補正予算計上）

第2回戸別訪問や各地で開催している交流会などの状況を踏まえ、住居確保対策の更なる充実を図り、恒久的な住宅への移行を促進させる。

①公営住宅等の確保に向けた取組（ふるさとふくしま帰還・生活再建支援事業）

応急仮設住宅等からの退去後、住宅確保が困難な世帯に対し、公営住宅等への優先的な入居や、空き住戸の活用による支援を進める。

〈現在の取組〉

・福島県県営住宅
子ども・被災者支援法に基づく支援対象避難者について優先入居を実施。
さらに、新たな優先枠を設け、中通りを中心に170戸を提供。

・雇用促進住宅
東日本の一部の空き住戸について、修繕のうえ新たな入居先として募集（384戸）。
※雇用促進住宅の入居者資格を満たす必要あり。

・県外の公営住宅等
子ども・被災者支援法に基づく優先入居の実施等による独自支援を要請。

〈追加の対策〉

公営住宅の確保をさらに促進するため、各都道府県等の公営住宅の修繕費を一部負担し、本県避難者向けの専用応募枠を設けてもらう（既設置分を含む）。

@300千円×300戸=90,000千円

再要請

②避難者の住宅確保・移転に対する取組（避難者住宅確保・移転サポート事業）

住まいに関する様々な問題により、4月以降の住宅の見通しが立たない県内の避難者世帯のうち、自力で賃貸住宅が見つけれない世帯や保証人の確保が困難な世帯等を訪問し、恒久的な住宅への移行が円滑に進むよう、不動産会社への付き添いや、諸手続きに係る支援を行う。【事業費（委託料ほか）：7,439千円】

